平成２９年（フ）第６９号
長野県上伊那郡宮田村56番地
債務者　有賀　悟志（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
長野地方裁判所伊那支部
平成２９年（フ）第７０号
長野県上伊那郡宮田村56番地
債務者　有賀佐知子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
長野地方裁判所伊那支部
平成２９年（フ）第４２号
岐阜県高山市丹生川町小野522番地３
債務者　那央こと　山下トキヱ
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係
平成２９年（フ）第１９１９号
名古屋市緑区梅里２丁目166番地　ライオンズヒルズ黒沢台弐番館306号、従前の住所愛知県犬山市大字前原字天道新田81番地498
債務者　吉川　壽適
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第２０３４号
愛知県瀬戸市原山町233番地の４
債務者　宮原亜矢子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成３０年（フ）第５号
三重県鈴鹿市岸岡町2530番地　サンシティ岸岡102、前住所三重県鈴鹿市竹野２丁目16番８号　サニーサイド竹野　101
債務者　中島　一子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
津地方裁判所破産係
平成２９年（フ）第６５号
滋賀県長浜市桜町321番地４　桜町第１団地10号
債務者　苅安　月子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係
平成２９年（フ）第２９２号
兵庫県伊丹市西台２丁目１番12号
債務者　藤原　真里
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２９年（フ）第３２０号
兵庫県伊丹市岩屋１丁目３番38号
債務者　西原よしみ
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２９年（フ）第５０６号
兵庫県高砂市伊保崎南６番７号
債務者　松田有加里
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２９年（フ）第５４１号
兵庫県姫路市広畑区蒲田11番地　市営蒲田住宅１棟206号
債務者　大井　里美
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２９年（フ）第３４３号
奈良市中登美ヶ丘１丁目1994番地の３　中登美団地Ｄ23―104号
債務者　新田　髙子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
奈良地方裁判所
平成２９年（フ）第３７６号
奈良県天理市岸田町623番地12
債務者　山中香緒莉（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
奈良地方裁判所
平成２９年（フ）第３８０号
奈良市東九条町223番地の１　レオパレス千原207号
債務者　竹本　弘嗣
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
奈良地方裁判所
平成２９年（フ）第２５２号
奈良県橿原市北八木町２丁目４番15―103号明和マンション、前住所奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕1623番地の１
債務者　大原　末代
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２９年（フ）第２６２号
奈良県大和高田市神楽１丁目３番12号　神楽ロイヤルヒルズ206号
債務者　森行　健太
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２９年（フ）第２６６号
奈良県葛城市兵家1453番地７
債務者　川尻　英隆
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係